

ジモ・ミヤ・タビキャンペーンの概要

- 国の地域観光事業支援等を活用し、県民や隣県在住者等向けの県内旅行・日帰り旅行の割引支援の実施や、県内限定で使用できるクーポンを付与
- 新型コロナの感染状況を踏まえながら実施

キャンペーンを取り巻く状況

- ① これまでの知見では県内の
宿泊・旅行でのクラスターは
未発生
- ② 新型コロナの長期化により
特に観光業界への影響が深刻
化

キャンペーンを取り巻く状況

- ③ 多くの県では、「まん延防止等重点措置」の解除後、**国**が定める停止基準を踏まえ、キャンペーンを再開（又は再開見込み）

キャンペーンを取り巻く状況

【国が定める停止基準】

- ① 対象県・隣接県に国の「まん延防止等重点措置」が適用された場合、当該県が定める「まん延防止等重点措置区域」発着のキャンペーン適用を停止
- ② 対象県・隣接県が国の分科会指標のレベル3相当以上となった場合又は国の緊急事態措置区域となった場合、当該県全域でのキャンペーン適用を停止

ジモ・ミヤ・タビキャンペーンの これまでの停止基準

- ① 県内の感染状況が「感染警戒区域（オレンジ区域）」・「感染急増圏域（赤圏域）」になった場合は、当該区域・当該圏域発着のキャンペーンを停止
- ② 県警報段階が「感染拡大緊急警報」以上となった場合は、県全域でのキャンペーンを停止
- ③ 隣県が感染拡大地域（直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が15人以上）となった場合は、当該隣県在住者へのキャンペーン適用を停止
- ④ このほか、隣県や全国の感染状況等を踏まえ、総合的に判断し、キャンペーンを停止

ジモ・ミヤ・タビキャンペーンの

新たな停止基準

- ① 国の「まん延防止等重点措置」が適用される可能性が高くなった場合は、県全域でのキャンペーンを停止
- ② 県警報段階が「緊急事態宣言」（国の分科会指標のレベル3相当）となった場合は、県全域でのキャンペーンを停止
- ③ 隣県が来県自粛の対象となった場合は、当該隣県在住者へのキャンペーン適用を停止
- ④ このほか、隣県や全国の感染状況等を踏まえ、総合的に判断し、キャンペーンを停止

ジモ・ミヤ・タビキャンペーンの 今後の方針

新たな停止基準に基づき、
県民を対象にキャンペーンを
再開します。

【キャンペーン期間】

3月14日（月）～3月31日（木）

※今後の感染状況によっては、期間を変更することがあります
※4月1日以降については、国の方針を踏まえて検討します

再開に当たっては 感染防止対策の広報を強化

○家族や身近な人と少人数で！



○混雑を避けて、平日旅行を！

○マスク着用の徹底など、
旅のエチケットを守って！



○会食時は、
「みやざきモデル」の徹底を！



新型コロナの影響により売上が減少した事業者への支援

①事業復活支援金（国）

- 主な要件
- ①新型コロナの影響で売上が減少した事業者
 - ②対象月の売上高が基準月の売上高と比較して**50%以上**または**30%以上50%未満**減少

- 支給額
- $(\text{基準期間の売上高}) - (\text{対象月の売上}) \times 5$
ただし、**法人上限：250万円** **個人上限：50万円**

※対象月…令和3（2021）年11月～令和4（2022）年3月のいずれかの月
※基準月…平成30（2018）年11月～令和3（2021）年3月までの間の任意の同じ月

すべての業種

②酒類販売事業者等緊急支援金（県）

- 主な要件
- ①**まん延防止等重点措置の適用**に伴う飲食店等での酒類提供停止要請の影響を受けている**酒類小売事業者、酒類卸売事業者、酒類製造事業者**であること
 - ②該当月の売上が平成31年～令和3年の同月と比較して**30%以上**減少

- 支給額
- $(\text{売上減少額}) - (\text{事業復活支援金（国）}) \times 1 / 5$
法人上限：10～60万円/月 **個人上限：5～30万円/月**

※減収割合によって変動
※年間売上高1億円超の事業者は、**上限を1.5倍**に引き上げ

酒類販売事業者、
酒類製造事業者

③県内事業者緊急支援金（県）

- 主な要件
- ①**まん延防止等重点措置の適用延長**による影響を受けている県内事業者
 - ②令和4年1月から3月までのいずれかの月の事業収入が、基準月（平成31年から令和3年までのいずれかの同月）の事業収入と比較して**50%以上**減少
 - ③上記②の基準月の事業収入額が**10万円以上**であること

- 支給額 一律**10万円**

※対象事業者の例：小売業者、イベント業者、時短要請の対象にならない昼間みの営業をしている飲食店 等

すべての業種
協力金受給の飲食店等は除く。

すべての支援金の要件を満たせば、**①** + **③**、**①** + **②** + **③**の組み合わせで併給可能

①事業復活支援金（国）

対象者 新型コロナの影響で、
2021年11月～2022年3月のいずれかの月（対象月）の売上高が、
2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月（基準月）の売上
高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した中小法人・個人
事業者

給付額 **中小法人等** 上限最大**250**万円 **個人事業者等** 上限最大**50**万円

給付額算定式 基準期間の売上高－対象月の売上高×5ヶ月分

基準期間：2018年11月～2019年3月、2019年11月～2020年3月、2020年11月～2021年3月のいずれかの期間（基準月を含む期間であること）

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～ 5億円以下	年間売上高 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※ 年間売上高とは、基準月を含む事業年度の年間売上高

相談窓口 **事業復活支援金事務局** **0120-789-140**

午前8時30分～午後7時（土日、祝日を含む全日対応）

②酒類販売事業者等緊急支援事業

まん延防止等重点措置の適用に伴う飲食店等での酒類提供停止要請により、大きな影響を受ける酒類販売事業者等に、売上の減少割合に応じ、支援金を支給

- 対象者
県内に本店又は主たる事業所を有する酒類販売事業者等
酒類小売業者、酒類卸売業者、酒類製造業者
- 主な支給要件
酒類の提供を停止している飲食店等と酒類の取引があること
該当月の売上が平成31年から令和3年までのいずれかの同月と比較して30%以上減少
- 支給額
売上減少額－事業復活支援金（国）の1/5の額
法人上限：10万円～60万円/月 個人上限：5万円～30万円/月
※ 減収割合によって変動
※ 年間売上高1億円超の事業者は、上限を1.5倍に引き上げ

支援金のイメージ（年間売上高1億円以下の事業者）

売上90%以上減少 売上70～90%減少 売上50～70%減少 売上30～50%減少

県 法人上限60万円/月 個人上限30万円/月	県 法人上限40万円/月 個人上限20万円/月	県 法人上限20万円/月 個人上限10万円/月	県 法人上限10万円/月 個人上限5万円/月
--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	-------------------------------------

国

事業復活支援金

問合せ先：オールみやぎ営業課 物産振興担当 0985-26-7591

③県内事業者緊急支援金

国の「まん延防止等重点措置」の適用延長の影響により、大きな影響を受けている県内全域のすべての業種の中小企業・小規模事業者には、**10万円**を支給

○対象者

県内の中小企業・小規模事業者

※時短要請に係る協力金を受給した飲食店等を除く。

○主な支給要件

- ① 令和4年1月から3月までのいずれかの月の事業収入が、基準月（平成31年から令和3年までのいずれかの同月）の事業収入と比較して**50%以上減少**していること
- ② 上記①の基準月の事業収入額が10万円以上であること

※飲食店等協力金との併給は不可 ※国の「事業復活支援金」との併給は可

